

障がい者団体からの要望事項に対する対応等について

平成 22 年 9 月 29 日に開催した第 3 回運営評議会において、障がい者団体からヒアリングした要望に関しては、以下のように対応する。

	事項	対応状況等
1	制度の改正に関する事項 【主な要望】 ・ 障害基礎年金額を引き上げてほしい。 ・ 初診日の証明不可、発症と初診日のずれによる無年金者を救済してほしい。 ・ 在日外国人無年金者に対する救済措置を講じてほしい。 ・ 未成年の障害を持った学生への支援措置を講じてほしい。 ・ 障害を理由とした国民年金の法定免除期間は、払済期間とすべき。	平成 22 年 11 月 5 日に、日本年金機構理事長から厚生労働省年金局長へ公文を発出し、対応の検討をお願いした。内容は別添 1 の公文のとおり。
2	障害認定基準等に関する事項 【主な要望】 ・ 現在の診断を再考し、より障害を明確にできる診断書に改訂するため、当事者、家族を含めた検討会議等を設置してほしい。 ・ 知的障害について、障害認定基準と認定方法を抜本的に見直してほしい。 ・ 障害認定基準と所得制限のダブルスタンダードの問題を解消してほしい。 ・ 「精神障害」と「知的障害」の診断書の様式を分けてほしい。 ・ 適切な診断書となるよう、記入要領等に配慮してほしい。	
3	バリアフリーに関する事項 【主な要望】 ・ 低いカウンター・テーブル・イス等、杖の設置等を行ってほしい。 ・ 建物・敷地内の段差解消、点字ブロック設置等のバリアフリー化を促進してほしい。 ・ 日本年金機構のバリアフリー化の進捗状況を教えてほしい。	機構のバリアフリー化の進捗状況及び今後の対応は、別添 2 のとおり。なお、この内容については障がい者団体にも情報提供する。

4	接遇に関する事項 【主な要望】 ・ 機構職員に対し、障害者に対する接遇研修を実施してほしい。 ・ 視覚障害者利用時の代筆・代行の補助を行ってほしい。 ・ 中途失聴者・難聴者利用時の筆談対応を徹底してほしい。 など	「障害のあるお客様への接遇ポイント」（仮称）を作成し、サービスリーダー研修を実施するとともに、全職員に対しへ周知を図る。 （平成 22 年 12 月中目途）
5	障害年金の窓口での事務処理統一の徹底に関する事項 【主な要望】 ・ ポストポリオ症候群について、ポリオとは別の疾患である旨社保庁時代に通達が出されているが、窓口には十分周知されていないので、周知してほしい。 ・ 障害年金請求手続時に、遡及請求ができることを窓口で説明しないケースも見られるので、周知徹底してほしい。 ・ 再審査請求について、安易に再審査結果を予測して、窓口で受けようとししないケースも見受けられるので、窓口で適切な対応を講じてほしい。	要望事項を含む窓口における事務処理に留意事項などを整理の上、年内をめどに年金事務所への周知を図る。
6	障害年金受給者に係る納付済保険料の取扱いに関する事項 【主な要望】 ・ 障害年金受給後の国民年金保険料の還付について、誤払扱いの方に通知してほしい。 ・ 対応が様々なので、窓口へ周知を徹底してほしい。	障害年金受給者に係る納付済保険料の取り扱いについて、平成 18 年 9 月 29 日付通知に基づいて行うよう、本年中に市区町村等へ再度周知を図る。
7	機構における障害者実雇用率	6 月 1 日現在で、法定雇用率である 2.1%を上回る 2.6%となっている。 実人数は約 500 人。うち、ダブルカウントとなる重度の障害者は約 150 人。

(別添 1)

平成22年11月5日
年機構発第 71 号

厚生労働省年金局長 殿

日本年金機構理事長



障がい者団体からの要望について

本年9月29日に開催しました第3回日本年金機構運営評議会において、障がい者団体(社会福祉法人日本身体障害者団体連合会、社会福祉法人全日本手をつなぐ育成会及び特定非営利活動法人全国精神保健福祉会連合会)からヒアリングを行い、各団体より別添の要望書が提出されたところです。(別添略)

このことを踏まえ、当該要望書の内容につき情報提供いたしますとともに、特に下記の各事項について、対応をご検討いただきたいと考えております。

記

- 1 別紙1の障害認定基準等に関する事項。特に、診断書の様式について「知的障害」と「精神障害」とでそれぞれ専用の様式とすることについては、運営評議会委員からも指摘があった点であり、前向きな検討をお願いしたいと考えます。
- 2 別紙2の年金制度等に関する事項。

(別紙1)

障害認定基準等に関する事項

○ 精神の診断書は機能障害と共に日常能力の程度を記載するようになっていきます。しかし主治医は当日の日常生活状況をあまり把握していないために、現在の診断書の内容では障害認定にマイナスに影響することが少なくありません。医師からは日常生活状況については記載しにくいという意見も出ています。また日常生活はそこそこできても、全く働くことができない精神障害も多く、人間関係、社会生活上の課題を多く抱えています。そうしたことを踏まえ、現在の診断を再考し、より障害を明確にできる診断書に改定するため、当事者、家族を含めた検討会議等を設けてください。(特定非営利活動法人全国精神保健福祉会連合会)

○ 障害認定基準の見直しについて

先ず、知的障害は、身体障害における「身体機能」や精神障害の「疾病」とは異なるもので、「状態像」を示す障害であり、医師の診断や判断だけでは認定が困難な障害といえます。一方、現行の認定基準は、次のとおりとなっています。

- 1 級…知的障害があり、日常生活への適応が困難で、常時介護を要するもの
- 2 級…知的障害があり、日常生活における身の処置にも援助が必要なもの
- 3 級…知的障害があり、労働が著しい制限を受けるもの

以上のように、日常生活における能力や困難性を示していますが、その評価や方法に客観的な仕組みがない現状であると考えます。また、この等級の内容は、日常生活における困難性や支援の必要度の高低を示したものとは思えません。さらに、所得保障の必要性の尺度との関連も不明瞭と考えます。

特に、知的障害のある人たちが地域で生活し、就労する場合、その多くは様々な支援によってそれが可能であり、知的障害そのものが軽減しているわけではないと考えます。ついては、現行の障害認定基準とその認定方法を抜本的に見直す必要があると考えます。(社会福祉法人全日本手をつなぐ育成会)

○ 障害認定基準と所得制限のダブルスタンダードの問題

現行の国民年金法並びに同施行令では、支給の要件には未就労は明記されていません。また、年間所得額が約 360 万円(単身)を超えないかぎり、減額ないし支給停止にはならないことになっており、このことは、給与所得等を想定して、所得制限が設けられていると理解されます。

しかし、現状では、社会保険庁の通知による「障害認定基準」により、所得額に

関係なく、支給停止等が行われています。これは、明らかなダブルスタンダードとなっており、問題があると考えます。(社会福祉法人全日本手をつなぐ育成会)

○ 診断書の様式等について

現行の請求の際の診断書は、「精神の障害用」の所定用紙に精神障害と知的障害の順に記入するようになっていることにより、知的障害の特性を記入しにくい現状があります。ついては、「精神障害」と「知的障害」それぞれの専用の診断書に分ける必要があると考えます。

また、知的障害の場合、身体的には元気なことから、主治医を持たない場合があります。従って、医師によっては、知的障害の特性や障害基礎年金の仕組みを理解しないまま、診断書の記入が行われ、請求者の状況が適切に反映されない場合があります。ついては、適切な診断書となるよう記入要領等に配慮する必要があると考えます。(社会福祉法人全日本手をつなぐ育成会)

(別紙2)

年金制度等に関する事項

- 障害基礎年金月額(1級82,500円、2級66,200円)が低く地域での生活が出来る額(生活保護基準以上)に引上げていただきたい。(社会福祉法人日本身体障害者団体連合会)
- 在日外国人無年金者に対する救済措置を図っていただきたい。(社会福祉法人日本身体障害者団体連合会)
- 18才～20才の間の障害を持った学生は年金が出ないので、学生生活が苦しい。この間の救済措置を図っていただきたい。(社会福祉法人日本身体障害者団体連合会)
- 特に精神障害者は初診日が証明できず、あるいは、発症と初診日のずれなどから多くの無年金者がいる。その救済措置をお願いしたい。(社会福祉法人日本身体障害者団体連合会)
- 将来どうなるか全くわからない障害の状況による老齢年金の額を心配し、障害のため収入のない、あるいはごくわずかな当事者に代わって、高齢に向かっていく親が追納で保険料を納め続けるということは、あまりに無情なことです。もともと障害のために保険料が納められないことが法定免除に結びついているならば、法定免除期間は払い済み期間にするべきです。(特定非営利活動法人全国精神保健福祉会連合会)

(別添 2)

平成 22 年 12 月 7 日

日 本 年 金 機 構

年金事務所、年金相談センターのバリアフリー化の状況について

1. 年金事務所 312 (自己所有 291、借上げ事務所 21)

	項 目		整備済	未整備	未整備の理由、対応方針等
1	障害者用駐車場がある	所有	263	28	(未整備の理由) ・ 駐車場を設けるスペースがないため(7) ・ 障害者用駐車場を設けるために必要なスペースが不足しているため(18) ・ 借上げ駐車場のため、障害者用駐車場を設けるスペースがないため(2) ・ 駐車場が離れた位置にあるため未実施(1) (対応方針等) ・ 必要に応じて、個別に対応している(28)
		借上	3	18	(未整備の理由) ・ 駐車場を設けるスペースがないため(8) ・ 借上げ駐車場のため、障害者用駐車場を設けるスペースがないため(9) ・ 駐車場が離れた位置にあるため未実施(1) (対応方針等) ・ 必要に応じて、個別に対応している(18)
2	敷地内通路や建物内部の点字ブロックがある	所有	194	97	・ 総合受付、職員がお声かけして案内している(97)
		借上	6	15	(未整備の理由) ・ 借上げ建物のため、整備困難(15) (対応方針等) ・ 総合受付、職員がお声かけして案内している(15)
3	段差が解消されている	所有	290	1	(未整備の理由) ・ 構造上、スロープ等の整備が困難(1) (対応方針等) ・ 必要に応じて、個別に対応している(1)
		借上	16	5	(未整備の理由) ・ 今年度スロープを設置する予定(1) ・ 借上げ建物のため、整備困難(4) (対応方針等) ・ 必要に応じて、個別に対応している(5)
4	年金相談コーナー以外のローカウンターがある	所有	238	53	・ 今年度、整備予定(1) ・ 空ブース、待合席等で対応している(52)
		借上	16	5	・ 空ブース、待合席等で対応している(5)
5	障害者用トイレがある	所有	289	2	・ 今年度整備予定(1) ・ 構造上、障害者用トイレの整備が困難(1)
		借上	14	7	・ 借上げ建物のため、整備困難(7)
6	貸出用車イスがある	所有	291	0	
		借上	21	0	
7	(窓口が2階以上にある166事務所について)エレベーターがある	所有	57	90	・ 職員が階下に降りて対応している(90)
		借上	18	1	・ 職員が階下に降りて対応している(1)

2. 年金相談センター 51（自己所有 1、借上げ事務所 50）

	項 目		整備済	未整備	未整備の理由、対応方針等
1	障害者用駐車場がある	所有	1	0	
		借上	13	37	(未整備の理由) ・ 駐車場を設けるスペースがないため(31) ・ 借上げ駐車場のため、障害者用駐車場を設けるスペースがないため(6) (対応方針等) ・ 必要に応じて、個別に対応している(37)
2	敷地内通路や建物内部の点字ブロックがある	所有	1	0	
		借上	15	35	(未整備の理由) ・ 借上げ建物のため、整備困難(35) (対応方針等) ・ 総合受付、職員がお声かけして案内している(35)
3	段差が解消されている	所有	1	0	
		借上	48	2	(未整備の理由) ・ 借上げ建物のため、整備困難(2) (対応方針等) ・ 必要に応じて、個別に対応している(2)
4	ローカウンターがある	所有	1	0	
		借上	50	0	
5	障害者用トイレがある	所有	1	0	
		借上	33	17	・ 借上げ建物のため、整備困難(17)
6	貸出用車イスがある	所有	1	0	
		借上	50	0	
7	(窓口が2階以上にある40施設について) エレベーターがある	所有	0	0	
		借上	40	0	